

第1回南魚沼市地域公共交通協議会（書面協議） 協議結果

1. 通知発送日

令和2年4月15日

2. 協議方法

- ・会議の開催に代えて書面による協議を実施
- ・南魚沼市地域公共交通協議会の各委員に対し、書面により協議内容を周知し、回答を依頼

3. 協議事項

- ・生活交通確保維持改善計画の変更について

4. 協議結果

【回答状況】

委員数：25人（会長を除く）

回答数：17人

無回答：8人

委員の過半数の回答があったため協議会開催が成立（協議会規約第9条第2項）

通知のとおり、回答のない委員については承認したものとして取り扱う。

【回答結果】

「承認する」と回答した委員数：25人（無回答8人を含む）

「承認しない」と回答した委員数：0人

出席委員の過半数の承認を得たため、協議会規約第9条第4項により、本議案については原案のとおり承認されました。

意見・理由等はありませんでした。

協議事項：生活交通確保維持改善計画の変更について

1. 生活交通確保維持改善計画変更の内容

令和2年3月に南魚沼市地域公共交通網形成計画を策定したことに合わせて、生活交通確保維持改善計画を修正します（赤字部分が変更箇所となります）。

2. 生活交通確保維持改善計画とは

地域公共交通の確保・維持・改善のために、南魚沼市地域公共交通協議会が、地域の実情のニーズを的確に把握しつつ、協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画。

計画を策定することにより、バス事業者が国の地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統補助）の支援を受けることができます。

3. 地域内フィーダー系統とは

バス停留所、鉄道駅において、地域間交通ネットワーク（複数市町村にまたがるバス、鉄道）と接続するバス系統を指します。

地域内フィーダー系統補助の対象となっている路線は

- ・大巻・泉コース
- ・城内コース
- ・五十沢・大月コース
- ・上田・泉田コース
- ・石打・竹俣コース
- ・中之島・吉里コース

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和元年5月8日

令和2年4月 日一部改正

（名称）南魚沼市地域公共交通協議会
 （代表者名） 会長 林 茂男

生活交通確保維持改善計画の名称
南魚沼市地域内フィーダー系統確保維持計画（R2年～R4年）
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>平成16年に六日町と大和町が合併して誕生し、平成17年には塩沢町を編入合併した南魚沼市は、中山間地域に位置し、豪雪地帯でもある。</p> <p>市内の路線バスは、11路線が運行しており、通勤、通学等に利用され、重要な移動手段であるとともに、公共交通機関の一つとして、環境負荷の軽減や交通渋滞の緩和などの役割も果たしている。バス事業者は、国県の補助金、市の補助金を受け懸命な経営努力により路線を維持しているが、自家用車の普及、ますます進む人口減少などにより、バスの利用者は年々減少し、市の財政負担は年々増加するなど、地域公共交通を取り巻く環境は厳しさを増してきている。</p> <p>タクシー事業者は、福祉タクシーの導入など、鉄道、バスではできないサービスを担い市民に利用されている。</p> <p>市民バスは、市内の公共交通空白地域の解消及び医療機関や福祉・公共施設への移動を目的に13路線で運行している。また、市内では、スクールバス、保育園バスも運行している。</p> <p>市の人口は、平成7年をピークに減少傾向にあり、世帯人員減少及び高齢化進展により、今後、自家用車を運転できない独居高齢者の増加が予想される。</p> <p>また、魚沼地域の医療再編により、平成27年6月に魚沼基幹病院、平成27年11月には南魚沼市民病院が開院した。この市内医療機関の再編に合わせて、市民バスは、旧町地域ごとに異なる運行体制を統一するとともにサービスの公平性のため有料化を行った。さらに、鉄道、路線バスとのアクセスなどの課題を解決し利用者を増やすことが大きな目標である。その目標を整理し、対応策をまとめた南魚沼市地域公共交通網形成計画を令和2年3月に策定した。</p> <p>地域公共交通確保維持事業により、持続可能で、市民との協働体制による生活交通の確保や、市民ニーズに合った最適な公共交通体系の構築を目指すものである。だれもが利用できる生活交通手段を存続させることは、市にとって必須となっている。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
市民バス利用者数の目標添付
(2) 事業の効果
<p>市民バスの運行を実施することにより、路線バスは通勤・通学を中心とした日常の移動手段として、市民バスは路線バス等でカバーできない地域の移動ニーズに対応するとともに、通院・買い物を目的とした生活の移動手段としてそれぞれが連携し役割分担ができるようになる。公共交通としての位置づけが明確になり、効率的な運行体系が実現でき、サービスの</p>

向上や市民の外出促進につながる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
社会教育課青少年事業、地区老人会などで、バスの乗り方教室を開催する。 (南魚沼市、事業者)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
<p><運行系統の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」 <p><路線図・時刻表></p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線図、時刻表添付 <p><運送事業者の決定方法></p> <p>平成27年度の再編時に、それぞれの事業者に市の公共交通についての方針を説明し、市の事業計画に賛同する運行事業者に決定した。令和2年度からも引き続き同じ事業者で運行を行うものとする。</p> <p><運行予定期間></p> <p>令和2年から令和4年まで</p>
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
南魚沼市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
南越後観光バス株式会社 銀嶺タクシー株式会社 株式会社魚沼中央トランスポート
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】

該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

- 平成24年10月11日 ・ 調査事業業務計画について合意
・ アンケート調査について協議
・ 実証調査について協議
- 平成25年1月28日 ・ アンケート調査結果について合意
・ 実証調査結果について合意
・ 「生活交通ネットワーク計画」について協議
- 平成25年3月5日 ・ パブリックコメントの結果について合意
・ 「生活交通ネットワーク計画」について合意
- 平成25年5月24日 ・ 地域公共交通維持改善事業・事業評価について合意
・ 南魚沼市地域公共交通協議会規約の一部改正について合意
- 平成25年12月25日 ・ 地域公共交通総合連携計画について協議
・ 運行計画について協議
- 平成26年4月14日 ・ 「南魚沼市地域公共交通総合連携計画」について合意
・ 「生活交通改善事業計画」について合意
- 平成26年11月6日 ・ 平成27年度市民バス運行計画について合意
・ 市民バスの有料化について合意
- 平成27年5月18日 ・ 「生活交通確保維持改善計画」について合意
- 平成27年7月31日 ・ 利用者アンケートについて報告
・ 市民バスへの要望や課題について協議
- 平成27年8月25日 ・ 市民バス事業計画変更認可申請について合意
- 平成28年1月19日 ・ 地域公共交通バリア解消促進等事業の事業評価について合意
・ 市民バスの見直しについて協議
- 平成28年5月23日 ・ 「生活交通改善事業計画」について合意
・ 「生活交通確保維持改善計画」について合意
・ 10月からの見直し（新規路線申請）について合意
・ アンケートの結果について報告
- 平成28年10月31日 ・ アンケートの結果について報告
・ 市民バスの運行見直しについて協議
- 平成28年12月22日 ・ 市民バス事業計画変更認可申請について合意
・ 地域公共交通維持改善事業・事業評価について合意
- 平成29年2月1日 ・ 市民バスのバス停の新設について合意
- 平成29年3月3日 ・ 市民バスの路線の廃止について合意
- 平成29年6月2日 ・ 「生活交通改善事業計画」について合意
・ 「生活交通確保維持改善計画」について合意
- 平成29年6月9日 ・ 南魚沼市民病院駐車場工事による市民バス路線の変更について合意
- 平成29年7月14日 ・ 県道塩沢停車場八竜新田線拡幅工事による市民バス「中之島・吉里コース」の路線の変更について合意
- 平成29年10月16日 ・ 市民バスの運行見直しについて合意
・ 「生活交通確保維持改善計画」について合意
・ 「生活交通改善事業計画」について合意
- 平成29年12月27日 ・ 地域公共交通確保改善事業に関する事業評価について合意
- 平成30年6月25日 ・ 「生活交通確保維持改善計画」について合意
・ 「生活交通改善事業計画」について合意
- 平成30年8月27日 ・ 市民バスフリー降車区間の設定について協議

- 平成30年11月30日・市民バスの時刻表変更について合意
- 平成30年12月20日・地域公共交通確保改善事業に関する事業評価について合意
- 平成31年2月1日
 - ・市民バスフリー降車区間の設定について合意
 - ・市民バスのバス停の新設について合意
- 平成31年3月15日
 - ・2019年ゴールデンウィークの市民バス臨時運行について合意
 - ・市民バスのバス停の移設及び路線の新設について合意
- 令和元年5月8日
 - ・「生活交通確保維持改善計画」について合意
 - ・南魚沼市地域公共交通協議会規約の一部改正について合意
- 令和元年10月23日・「南魚沼市地域公共交通網形成計画」に係る課題整理について合意
- 令和元年12月6日・「南魚沼市地域公共交通網形成計画」について協議
- 令和2年1月9日
 - ・地域公共交通確保改善事業及び地域公共交通調査事業に関する事業評価について合意
- 令和2年1月14日
 - ・「南魚沼市地域公共交通網形成計画」について協議
- 令和2年3月6日
 - ・「南魚沼市地域公共交通網形成計画」について合意

18. 利用者等の意見の反映状況

市で総合計画見直しの際に行っている「まちづくりに関するアンケート調査」の平成27年結果によると、まちづくりの現状評価と今後取り組むべきことのいずれにも、交通体系の整備が上位にあげられている。

また、毎年各地区で行っている市政懇談会においても、運行ルートや便数などについて、質問や要望が上がっている。

さらに、市政ポストの提案・意見や区長要望などを反映させるとともに、庁内関係部局とも協議したうえで、この計画を策定している。

19. 協議会メンバーの構成員

市	南魚沼市長 企画政策課 福祉課長 商工観光課長 学校教育課長 南魚沼市民病院 庶務課長
関係行政機関	新潟県南魚沼地域振興局企画振興部
公安委員会	南魚沼警察署
公共交通事業者	東日本鉄道株式会社新潟支社越後湯沢駅
	北越急行株式会社
	南越後観光バス株式会社
	南魚沼市タクシー安全協議会
道路管理者	国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所
	新潟県南魚沼地域振興局地域整備部
	南魚沼市建設部建設課

地方運輸局	国土交通省北陸信越運輸局
学識経験者	長岡技術科学大学教授
市民又は旅客	塩沢地域地区センター代表
	大和地域地区センター代表
	六日町地域地区センター代表
	南魚沼市社会福祉協議会
	南魚沼市身体障がい者協会
	南魚沼市地域商工会連絡協議会
	女性代表
運転手が組織する団体	南越後観光バス労働組合

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県南魚沼市六日町 180-1
(所 属) 南魚沼市建設部都市計画課
(氏 名) 小田原 努
(電 話) 0 2 5 - 7 7 3 - 6 6 6 2
(e-mail) toshikei@city.minamiuonuma.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。